

いつもどこから見ても
トラックが新車で・・・
その理由は荷待ち時なども工夫
して車両清掃を毎日行っている
からで、考え方と努力で同じ
ものでも活用できる範囲が違い、人生が変わって
くるのだと新井さんから教えていただいています。

今回5回目の受賞の新井さんに前回の受賞に
引き続き、どのような事に気をつけて更に
どのような努力をしたのか？聞いてみました。

昨年の10月に車両整備の中でホイールの塗装を
しましたが、時間の経過と共に塗装が剥げてくる
ので、時間を見て再塗装をしています。
次に水垢の付着を防ぐため、できるだけ水を
かけずにタオル等で拭き取りをしています。
それぞれのケア用品を使い分けてできるだけ
休憩中や待機中にしてい
ます。また一番使うのが
ウエスなのでいらなく
なったタオルやTシャツ
等を使いやすい大き
さにして使っています。
4月で丸4年経ちます。
できるだけ綺麗な状態
で乗務したいと思います



令和6年11月～令和7年1月の
ベストオブ車両管理賞は・・・

入社20年目のベテラン
新井 則良さんが
5回目の受賞です

令和6年11月～令和7年1月の
ベストオブ燃費賞は・・・

入社1年目の
正田 和美さんが
受賞しました



今回はじめて
ベストオブ燃費賞に
選ばれましたが、
入社1年目にして
どのような事に気を
つけてどのような
努力をしていまし
たか？

ゆっくりと発進して、トラックが
動き出したら、早め早めにシフトアップ
することを心掛けています。

厳冬期の車両が古いにも係わらず、
静かな運転の結果、高燃費を出してくれて
います。とても丁寧で几帳面な
姿勢がこの結果を生み出したと
思います。

これからが楽しみです。



『編集後記』

最近残念ながら、荷物破損に関するお問い合わせが増えており、お客様からの
信頼に関わる重要な課題となっております。

運送業務において、スピードと効率是不可欠ですが、それ以上に大切なのは
「安全、確実にお届けすること」です。今一度、荷扱いの基本を見直し細心の注意を
払っていただければと思います、特に積み込み、積み出しの際の取り扱いや、梱包状態の
確認を徹底することが、破損防止の大きなカギとなります。

お客様の大切な荷物を預かる私たちの責任を再認識し、チーム一丸となって
品質向上に努めていきましょう！



代表 黒澤美恵子

Jump Hidaka.co.

2025年 春号 NO.240

令和7年4月1日から、全車両が記載対象になります

**荷待ち時間や荷役作業・附帯作業の
「業務記録」への記録義務の対象が、全車両に拡大**

トラックドライバーの長時間労働の是正と適正取引構築のために

国土交通省では、「貨物自動車運送事業輸送安全規則」を改正（令和6年10月1日公布、
令和7年4月1日施行）し、業務記録における荷待ち時間・荷役作業等の記録義務の対象と
なる車両について、従来は「車両総重量8トン以上または最大積載量5トン以上の車両」と
されていたものを、「全車両」へと拡大しました。

積み込み

取卸し

【改正の目的】

荷待ち

荷造り・仕分
棚入れ等

①改正貨物自動車運送事業法（令和6年5月公布）
により契約の適正化を図ることとされていますが、
貨物自動車運送事業者は自身の荷待ち時間・荷役時
間を記録することで、待機時間料や積み込み・取卸
料などを荷主から適正に収受する根拠とすること
ができます。

②改正流通業務総合効率化法（令和6年5月公布）
により荷主に荷待ち・荷役時間の短縮の努力義務
を課すこととなります。荷待ち・荷役時間を把握
できない荷主については、貨物自動車運送事業
者に確認を取ることと想定されますので、貨物
自動車運送事業者においても自身の荷待ち・荷役
時間を把握しておく必要があります。

なお、記載については従来と同様に、荷主と契約書に、実施した荷役作業等が全て明記されている場合は、
荷役作業等に要した時間の合計が1時間以上となった場合が対象となり、また記録内容について荷主が確認
したか、あるいは荷主の確認が得られなかったかについても記録対象となります。

荷待ち時間についても、従来と同様に、荷主都合により30分以上待機した時は記録対象となります。

ムダな荷待ち時間を減らすとともに、荷役作業等の負担を軽減し、
トラックドライバーの労働環境を改善するためにも、記録対象となる
荷待ち時間・荷役作業等が発生した場合は、必ず「業務記録」に記載し、
最低1年は保存してください。

国土交通省資料より

